

2023年12月15日

株主各位

静岡県磐田市新貝 2500 番地  
ヤマハ発動機株式会社  
代表取締役社長 日高 祥博

## 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2023年11月7日（火曜日）開催の取締役会において、2024年1月1日（月曜日）をもって当社普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を、2023年12月31日（日曜日）（実質的には2023年12月29日（金曜日））と定めましたので、公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年1月1日（月曜日）をもって当社定款第6条を変更し、1,800,000,000株増加して、2,700,000,000株といたします。

以上

---

### お知らせ及びご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関する案内は2024年2月上旬にお届出住所にお送り申しあげる予定です。
- 2024年1月1日（月曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。

（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の特別口座管理機関の連絡先にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社

（連絡先）東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

（電話）0120-782-031（フリーダイヤル）

※受付時間 9:00~17:00（土日休日を除く）